

簡易専用水道の管理の手引き（倉敷市版）

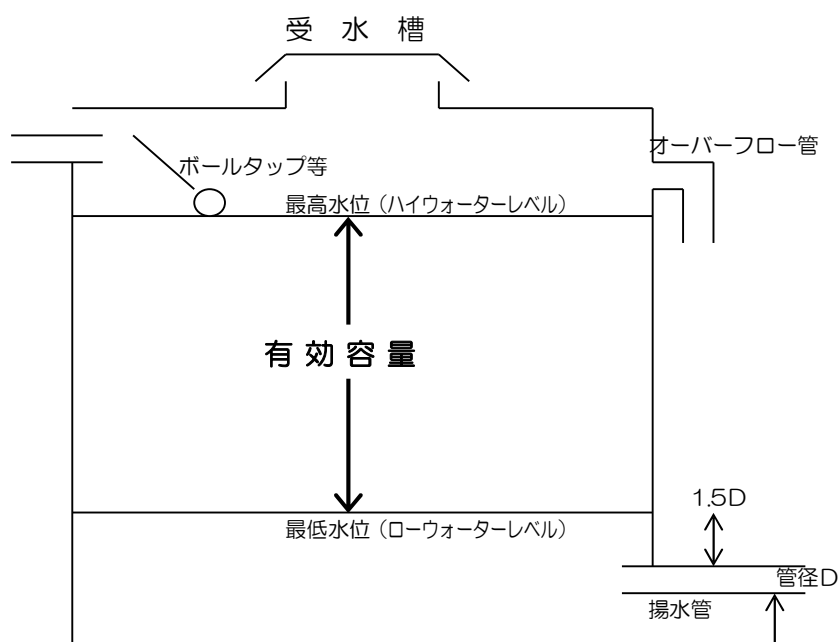
簡易専用水道とは

簡易専用水道とは、水道事業者（倉敷市水道局）から供給される水のみを水源とし、受水槽の有効容量（※）の合計が 10 m^3 を超える施設をいいます。

ただし、工業用水や消防用水として利用し、全く飲用に供さない施設及び井戸水や専用水道を使用している施設は該当しません。

（※）有効容量とは、受水槽の最高水位と最低水位の間に貯留され、適正に利用可能な容量をいいます。

- (ア) 最高水位（ハイウォーターレベル）とは、受水槽の定水位装置（ボールタップ、水面感知センサー等）により決定される水位。
- (イ) 最低水位（ローウォーターレベル）とは、受水槽内の揚水管の吸込管端から揚水管径の1.5倍上部の水位。



倉敷市保健所 生活衛生課 環境薬務係

〒710-0834 倉敷市笹沖 170

TEL 086-434-9830 FAX 086-434-983

3

簡易専用水道の衛生管理事項

1. 法定検査の受検（関係条文：水道法第34条の2第2項、水道法施行規則第56条）

毎年1回以上、厚生労働大臣の登録を受けた者（※）が実施する検査（有料）を受けなければなりません。検査内容は、①水槽周囲の状態確認、②受水槽及び高置水槽の状態確認、③給水栓に置ける水質検査、④書類検査です。

設置者は、検査結果で異常がみられた場合は、速やかに保健所に報告してください。

なお、受検しないときには、法第54条第8号に基づく罰則が科せられる場合があります。

（※）検査機関については、別添1の項目1を参照してください。

2. 水槽の清掃（関係条文：水道法施行規則第55条第1号）

受水槽、高置水槽の清掃は、毎年1回以上、定期に行ってください。

3. 水槽の点検（関係条文：水道法施行規則第55条第2号）

水槽本体及びその周辺の衛生状況を、1月以内ごとに1回程度、点検してください（別添2参照）。

4. 水質検査（関係条文：水道法施行規則第55条第3号）

- （1） 水の状態（色、濁り、臭い、味）は、毎日、検査してください（別添3参照）。
- （2） 残留塩素は、7日以内ごとに1回、定期的に測定してください（別添3参照）。
- （3） 水に異常を認めるときは、水質検査を実施するとともに、給水停止等の措置を講じてください。

5. 維持管理の記録

維持管理表に管理の状況を、毎日、記録してください（別添4参照）。

6. 関係書類の保存（関係条文：倉敷市水道法施行細則第6条）

- （1） 各検査結果書及びその他維持管理に関する記録は、3年間、保存してください。
- （2） 施設の図面は、常時、保存しておいてください。

保健所への届出

次の場合は、保健所へ届出をしてください。（届出様式は、倉敷市保健所生活衛生課のホームページよりダウンロードできます。）

- 簡易専用水道を設置したとき
- 届出内容に変更があったとき
- 簡易専用水道を廃止したとき
- 法定検査の結果、異常を認めるとき

別添1 簡易専用水道の維持管理

項	目	実施回数	注 意 事 項
1	法定検査の受検 (関係条文：水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第34条の2第2項)	毎年1回以上、定期に (関係条文：水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号。以下「規則」という。)第56条第1項)	法第34条の2第2項の厚生労働大臣の登録を受けた者(※)に行わせること。 (※) 岡山県を検査区域とする簡易専用水道検査機関 (R3. 10. 29 現在) ○登録番号 73 公益財団法人岡山県健康づくり財団 (TEL: 086-246-6254) 岡山県岡山市北区平田 408-1 ○登録番号 106 日東化学工業株式会社 (TEL: 093-451-2711) 福岡県北九州市小倉南区徳吉東 4-9-1 ○登録番号 123 エスク株式会社 (TEL: 072-871-1065) 大阪府大東市三箇 4-18-18 ○登録番号 130 株式会社ケイ・エス分析センター (TEL: 0721-20-5611) 大阪府富田林市錦織南 2-9-2 ○登録番号 145 関西環境科学株式会社 (TEL: 079-228-1941) 兵庫県姫路市飾西 66-3 ○登録番号 159 株式会社 H E R (TEL: 0790-49-3220) 兵庫県加西市網引町 2001-39
2	水槽(受水槽、副受水槽、高置水槽等)の清掃 (関係条文：規則第55条第1号)	毎年1回以上、定期に	建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2に基づく都道府県知事の登録を受けた者に行わせることが望ましいこと。 消防用水槽と共用している水槽の掃除に当たっては、あらかじめ設置場所を管轄する消防機関に連絡する等不測の事態に対する配慮を行うこと。
3	水槽の点検 (関係条文：規則第55条第2号)	原則として、1月以内ごとに1回、定期に	管理者等が日常的に行う、水槽本体及びその周辺の衛生状況の点検をいうこと。 地震、凍結、大雨等水質に影響を与えるおそれのある緊急の事態が発生したときは、すみやかに点検を行うこと。
4	水槽の汚染防止措置 (関係条文：規則第55条第2号)	必要に応じて	有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止する措置を講ずること。
5	日常の水質検査 (関係条文：規則第55条第3号)	毎日	供給する水の末端給水栓における色、濁り、臭い、味の検査を行うこと。
6	臨時の水質検査 (関係条文：規則第55条第3号)	異常時	供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の表の上欄に掲げる事項のうち必要な項目(別表4参照)について検査を行うこと。 なお、当該検査は、原則として法第20条第3項に基づく厚生労働大臣の登録を受けた機関及び建築物衛生法第12条の2に基づく知事の登録を受けた機関により行うこと。
7	給水の停止措置 (関係条文：規則第55条第4号)	異常時	供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知する等措置を講ずること。
8	緊急通報	異常時	供給する水に異常を認めるとき又はその水が健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに保健所長へ通報するとともに、その指示に従うこと。
9	残留塩素の測定	7日以内ごとに1回	末端給水栓における水について、DPD法又はこれと同等以上の精度を有する方法で測定すること。ただし、オルトトリジン法は用いないこと。
10	残留塩素の維持	必要に応じて	残留塩素が検出されない場合には、貯水量の減少、塩素消毒器の設置等措置を講じ、残留塩素が検出されるよう努めること。
11	防錆剤の使用 (昭和61年2月26日付け厚生省生活衛生局企画課事務連絡)	必要に応じて	赤水(鉄さび)対策の応急措置として実施するものであること。給水用防錆剤の使用については、防錆剤管理責任者の資格(平成14年3月26日付け健衛発第0326002号厚生労働省健康局生活衛生課長通知)を有する者に行わせること。
12	維持管理の記録	毎日	維持管理表(別添4参照)に管理の状況を記録し、維持管理に活用すること。
13	帳簿書類の保存	3年間	維持管理に関する作業の実施結果書、水質検査結果書及び上記12の維持管理表等維持管理に関する記録を3年間保存すること。
14	図面の備付け	常時(永年)	次に掲げる図面を常時使用できる場所に備え付けておくこと。 (1) 簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面 (2) 受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした平面図
15	保健所への届出	必要に応じて	簡易専用水道の構造設備、受水槽の容量、管理者等を変更したときには、所定の様式により保健所長へ届け出ること。

別添2 水槽(受水槽, 副受水槽, 高置水槽等)の点検項目

点検項目		点検内容等
① 水槽の周囲の状況		1 点検, 清掃, 修理等に支障のない空間が確保されていること。 2 清潔であり, ごみ, 汚物等が置かれていないこと。 3 水槽周辺にたまり水, 湧水等がないこと。 4 水槽上部に安全に上るためのはしご等が設置されていること。
② 水槽本体の漏水・亀裂		1 本体に漏水, 亀裂箇所がないこと。 2 雨水等が入り込む開口部や接合部のすき間がないこと。 3 水位電極部, 揚水管等の接合部が固定され, 防水密閉されていること。
③ 水槽上部の状態		1 水槽上部は水たまりができない状態であり, ほこりその他のものが堆積していないこと。 2 水槽のふたの直接上部には他の設備機器等が置かれていないこと。 3 水槽の上床盤の直接上部には水を汚染するおそれのある設備, 機器等が置かれていないこと。
水 槽 内 部	④ 汚泥赤錆等沈積物	汚泥, 赤さび(鉄さび)等の沈積物, 槽内壁や内部構造物の汚れ, 塗装の剥離等が異常に発生していないこと。
	⑤ 異常な浮遊物	水中及び水面に異常な浮遊物質が認められないこと。
	⑥ 他の配管設備	水槽内部に排水管その他当該施設以外の配管設備が設置されていないこと。
	⑦ 内装材, 防錆剤の使用	1 修理等により内装材を使用(塗装)した場合は, はく離等がないこと。 2 赤水(鉄さびを含んだ水)対策として防錆剤を使用している場合は, 適正に使用されていること。
	⑧ 給水管末端と水面との接触	1 給水管末端と水面の間に適当な隙間があること。 2 流入口と流出口とが近接していないこと。
マン ホー ル	⑨ 防水密閉型	1 ふたが防水密閉型のものであり, ほこりその他衛生上有害なものが入らないものであること。 2 マンホール面が槽上面から衛生上有効に立ち上がっており, 雨水等が槽内に流入しない構造であること。
	⑩ 施錠	マンホールが常時施錠され, 容易に開閉できないこと。
オー バー フロ ー 管	⑪ 防虫措置	1 管が破損しておらず, 開口部は下向きであること。 2 管端部に防虫網が設置され, 破損等がないこと。 3 防虫網の網目の大きさは昆虫, 小動物等を侵入させない程度のものであること。
	⑫ 間接排水	管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず, 逆流防止のための隙間があること。
通 気 管	⑬ ほこりのはいらない措置	管端部からほこりその他のものが入らない状態であること。
	⑭ 防虫措置	1 管端部に防虫網が設置され, 破損等がないこと。 2 防虫網の網目の大きさは昆虫, 小動物等を侵入させない程度のものであること。
	⑮ 管の径	通気管として十分な有効断面積を有していること。
⑯ 水抜管の間接排水		管端部と排水管の流入口等とは直接連結されておらず, 逆流防止のための隙間があること。
⑰ ポンプの状態		揚水ポンプが正常に作動し, 異常な音や振動がないこと。

別添3 日常の水質検査項目

検査項目	判定基準	検査実施回数	検査方法
① 色	異常でないこと。 (無色透明で無味無臭(消毒薬臭を除く。)であることが望ましい。)	毎日	外観・感覚検査による。 [方法] 1 数分間水を放流する。 2 透明なガラスコップ等に水を汲み取り静置する。 3 目視により色及び濁りの状態を検査する。 4 水面に鼻を近づけ臭いを嗅ぐ。 5 少量を口に含み、味を調べる。
② 濁り			
③ 臭い			
④ 味			
⑤ 残留塩素	残留塩素が検出されること。 (遊離残留塩素濃度が0.1mg/l以上(結合型残留塩素の場合は0.4mg/l以上)検出されることが望ましい。)	7日以内ごとに1回、定期的に	DPD法又はこれと同等以上の精度を有する方法(オルトトリジン法を除く。)による。 [方法] 測定機器及び試薬に添付されている取扱説明書のとおり実施する。
(注意事項) 1 この検査は、末端給水栓(受水槽から最も離れた蛇口)で実施すること。 2 検査の結果、異常がみられた場合には、速やかに臨時の水質検査を実施するとともに、給水の停止等措置を講じること。 3 残留塩素試薬は、使用期限内のものを使用すること。			

簡易専用水道維持管理表

年 月

管理者： _____

日 (曜日)	点検者	水の色,濁り,臭 い,味(毎日検査)	遊離残留塩素 (毎週検査)	水槽の点検(毎月点検)				
				実施日	受水槽	高置水槽	ポンプ・配管	周辺の状況
1()			mg/l					
2()								
3()								
4()								
5()								
6()								
7()				異常時の水質検査(臨時)				
8()				実施日	検査理由	検査依頼先		
9()								
10()								
11()								
12()								
13()								
14()				法定検査,貯水槽の清掃(毎年実施)				
15()				実施日	作業内容	実施業者		
16()								
17()								
18()								
19()				特記事項(修繕,届出その他の記録)				
20()				実施日	内 容			
21()								
22()								
23()								
24()								
25()								
26()								
27()								
28()								
29()								
30()								
31()								

(注意事項) 実施業者からの報告書等をあわせて3年間保管すること。